

## 地域の会 質問・意見書

日付：2024年 2月 17日

氏名： 飯田耕平

規制庁、東京電力

に対する (質問) ・ 意見 (いずれか○)

第248回定例会の説明で、規制庁ページ8で、「検査で明らかになった背景要因①「核物質防護設備のコストダウンによるメンテナンス不足と経年化によって不具合が頻発」との表記があります。コストダウンとは、日本のバブル期以降日本経済を覆っていたコストカット型経営の東京電力版とも言うものでしょうか。東京電力の「カイゼン活動」は、経営上層部が経営方針として決定し推し進め、全社で取り組んできたものだと思いますが、柏崎刈羽原発の現場では、協力会社、下請け会社も含め徹底されてきたのだと思います。

経営層が、人員削減、経費削減のコストカット徹底の考えを現場に徹底させ、現場からの「カイゼン活動」の提案を受け進められてきたことも多いと思います。このような背景から様々な不祥事（報告書の表記は不具合）が発生したのではないのでしょうか。

### 質問

- (1) 第248回定例会の規制庁ページ8で、「検査で明らかになった背景要因①「核物質防護設備のコストダウンによるメンテナンス不足と経年化によって不具合が頻発」とありますが、コストダウンの背景は、東京電力の「カイゼン活動」によるものと規制庁は判断したのでしょうか。そうであれば、東電の柏崎刈羽原発における「カイゼン活動」の全容と具体例を明らかにすることが必要ではないかと思うので、明らかにしてほしい。
- (2) 東京電力のコストダウン（カイゼン活動）は、震災後の全社的なコストダウンとありますが、これは必要な人員の削減、業務の下請け化の拡大、必要資材削減などの経費削減など、いわゆるコストカット型経営が行われてきたのではないのでしょうか。核物質防護の認識不足と体制不足だけではないと思います。
- (3) 東京電力のカイゼン活動は、全社的に進められていたと思いますが、経営層ではどのような経営判断で、いつ、どのように決定され、原子力か部門と柏崎刈羽原発の現場に適用（指示）されたのか教えてください。また、協力会社への指導、指示はどのように行われていたのでしょうか。
- (4) 東京電力では、柏崎刈羽原発のコストダウン（カイゼン活動）を、経営上、組織上でどのように位置づけ、どの部門が担当（または主導）していたのか教えてください。（組織図上の流れがわからないので）

- (5) 同じページ8の「②経営層を含めた関係者が核物質防護業務を特別視する」とありますが、いままでは経営組織上の核物質防護担当業務はどのようになっていたのか、今回はどのように改善されたのか、全社的組織図、及び柏崎刈羽原発の組織図で教えてください。
- (6) P51, 規制委員会の結論には、「経営改善こそ重要なものであり、そのための仕組みが、たとえ経営層、幹部職員、担当職員が代わっても世代を超えて機能し続けるように人材育成を含め取り組むべきである。」とあります。  
東京電力のみならず、協力会社への人材育成を含め行うべきだと考えますが、どのように取り組まれるのか教えてください。
- (7) 東電HDが原子力部門の本社機能を柏崎市に移転との報道が22年3月25日にあり、10月26日に原子力・立地本部の福田俊彦本部長が「事務所建設と発電所のリスクと現場実態を迅速に把握できる体制にする」と述べていますが、今後、原子力部門のすべての経営及び管理責任を「新潟事務所？」が一元的に担うのでしょうか。

## 地域の会 質問・意見書

日付：2024年 2月 26日

氏名： 岡田 和久

原子力規制庁（柏崎刈羽原子力規制事務所） に対する 質問 ・ 意見（いずれか○）

- 第248回定例会配布資料の43ページについて、
  - 経営計画等において、福島第一原子力発電所の廃炉作業と柏崎刈羽原子力発電所の安全性向上に係る必要な費用が確保されているか、柏崎刈羽原子力発電所で必要な安全対策工事が行われているかとの観点から確認を行った。
  - その結果、福島第一原子力発電所の廃炉作業及び柏崎刈羽原子力発電所に係る安全対策工事が、東京電力の資金・投資不足により実施されないような事案は見受けられず、東京電力が基本姿勢2に反した姿勢・行動を取っている状況は確認されなかった。

とありますが、その下の【確認した主な内容（緑の部分）】に列挙してある、『津波対策の強化（防潮堤15m確保）、原子炉冷却機能の強化（高圧代替注水系の設置）、格納容器破損防止機能の強化（フィルタベント、代替循環冷却システムの設置）、特定重大事故等対処施設の設置などの安全対策工事』以外の工事が、すでに経済的な理由で選別されているということはないでしょうか。他に必要なものが、経済的な理由のために計画から外れていないことは、どのように確認したのでしょうか。

※消極的事実の証明（いわゆる悪魔の証明）で、「証拠が無いことは、無いことの証明にならない」という視点の疑問です。

逆に言えば、列挙してある安全対策工事が進められれば、安全性が高いレベルで担保されるということでしょうか。安全神話を再び創り出すつもりはないが、規制当局としてはどのような状態になれば、安全と評価するのでしょうか。



## 地域の会 質問・意見書

日付：令和6年 2月26日

氏名： 小田 修市

### 原子力規制委員会 及び 東京電力 HD に対する 質問 (いずれか○)

東京電力に対して核物質防護の向上に向けた継続的改善や、東京電力に対して自らがチェックする一過性にしない取組、職員が代わっても世代を超えて継承するための人材教育を含めた取組みを求めるとともに、他施設よりも手厚く監視していく。

と説明をいただきました。

#### 原子力規制委員会へ 質問1

世代を超えて継承する為の人材教育を含めた取組は、いつ頃を目安（期限として）に求める予定でしょうか？

#### 東京電力 HD へ 質問2

世代を超えて継承する為の人材教育を含めた取組は、すでに計画策定中でしょうか？



## 地域の会 質問・意見書

日付：2024年2月17日

氏名： 竹内 英子

### 原子力規制庁 に対する 意見

#### ・核防護に係る追加検査について

「カイゼン活動」をきっかけとしたセキュリティの問題となった事案では、日本原子力防護システムが繰り返し「買取ではセキュリティが保てない」ことを訴え、東京電力本社に出向いてまで懸念を伝えていたにもかかわらず聞く耳を持たず、契約も縮小したことが契機になっていると、2022年1月22日の地域の会で説明を受け、衝撃を受けたことを思い出します。

PPCAPでの取り組みに加え、同様なことが起きてしまった時のために協力企業から規制側に直接報告できるルートを明確にしてほしいです。(要望)

#### ・適格性判断の再確認について

原子力規制委員会は、2017年に「(原子力事業者としての資質が) ないとする理由がない」と結論を出し、今回の再確認で「結論を変更する理由はない」としたわけですが、山中委員長は「お墨付きを与えたわけではない」とも言っています。規制活動の中で監視を続けるとしていますが、このような回りくどい表現を使うのは、また大きな不祥事があった際に適格性を判断した責任を逃れるためなのではないかと疑ってしまいます。(感想)

・



## 地域の会 質問・意見書

日付： 2024年 2月 25日

氏名： 本間保

原子力規制庁

に対する ○質問 ・ 意見 (いずれか○)

私は今回の規制庁の説明を聞いても、東京電力が原子力発電所を運転することの適格性について大きな疑問を感じており、規制委員会の今回の判断が誤っているのではないかと考えております。  
規制庁に以下の質問をします。

東京電力が原発を運転する適格性があるという決定がされたが

質問1 きまりを守るとい事がきちんとできているのか？

今回のきっかけとなったID 不正をはじめとする不正について、当然ながら今後は起きないように、定められた規定がきちんと守られるようになったという事を規制委員会は認めた訳ですが、その判断に重大な疑問を持たせる事故が福島第一原発で続けて起こっています。

2023年10月25日、廃液飛散事故で作業員2人が定められたカッパを着用せず、被曝した事故。

2024年2月7日には、バルブの閉め忘れにより、汚染水5.5トンが流出した事故。

いずれも実施計画違反の疑いがあるとされ、規制委員会も「作業の責任部署が明確でなく、管理ができていなかった。作業ルールや安全対策を定めた「実施計画」の違反に当たる疑いがある。」と指摘しています。

この2つの事故は東京電力の原発運転の信頼性に対する重大な疑義であり、東京電力の柏崎刈羽原発の運転を認めることが如何に危うい事であることを示すものではないでしょうか？

東京電力の職員や関連企業の職員は、当然ながら同じ会社の職員であり、柏崎刈羽と福島に交互に行き来しているので、柏崎とは別の問題だという言い逃れは出来ません。

規制委員会、規制庁は東京電力が規定を遵守し、柏崎刈羽原発の運転することを今回認めたわけです。私たちは、東京電力の法令遵守能力が改善されたとは思っていないので、「やはり」という感が強いですが、規制委員会は運転禁止の解除直後の今回の事故を、どのように解釈しているのでしょうか？またも、違反があつて事故があつてもなお、運転禁止命令を解除し、東京電力に「可」の評価を与えた事が正しい判断だったと考えているのか回答願いたい。

質問2 被害者を思いやるという事

東京電力が基本に立ち返って安全性を高めていこうというのであれば、当然ながら、福島原発事故に対する心の底からの深い反省と、被害者住民に対する償う事の出来ない罪と向かい合う事が大前提です。それなくしてかにかに技術的な問題点を改善し、様々な手順を見直してみても、その有効性が発揮されることはないだろうと思いますし、到底原発の運転など任せることは出来ません。

その、東京電力の根本的な姿勢について、最も大切な部分であるとも思うので質問したいと思います。

規制庁への質問という意味では、以下のような東京電力の姿勢を見ても、東京電力に運転の適格性があると判断したのは正しい判断だと考えているのかということです。

以下、東京電力の基本的な姿勢について疑問を持たせる一例だけ提示します。

東電福島第一原発事故の被害者住民が多くの裁判を行っています。多くの裁判で東電側は原告住民に心無い言辞を投げかけているとされています。たとえば、昨年、東京電力(弁護団)は「ふるさとを返せ津島原発訴訟」の現地調査において、原告住民の要請を無視して、一人ひとりの避難先などの資産状況や補償額などをハンドマイクで並べ立てたと報道されています。住民を分断させて原告団内部を疑心暗鬼にしようという意図が見え見えます。また、津島地区について「冬の降雪は深く、夏の猛暑も耐えがたい」と述べ、あたかもそこに住むことに価値がないかの発言をしたと報道されています。これが「福島原発事故を深く反省し、被害者の皆様に寄り添う」という東京電力の本心なのであるとすれば、その様な根本的な姿勢で、どんなに表面的な形を取り繕ったとしても、住民の安全を守る原発の運転などできるはずはありません。なお、先日の柏崎での東京電力の説明会で、私のこの質問に、東京電力は「承知していない」と回答しています。

このような東京電力に対して、原子力委員会、規制庁が、東京電力の根本的な姿勢が改善されたとして今回の運転禁止を解除したことは、過ちではないのかと考えますが、このような東電の姿勢をどのように評価して、運転禁止を解除したのか説明して頂きたい。

#### 規制委員会、規制庁の姿勢について

規制委員会の山中伸介委員長は、能登半島地震で道路が寸断され、家屋が倒壊して人が中にあることができない状況を見て、記者会見で「屋内退避ができないような状況が発生したのは事実だ。その点の知見をきちんと整理したうえで、もし災害対策指針を見直す必要があれば見直して行きたい。」と述べていたが、その一か月後には「避難もできない、屋内退避もできないということは今回の検討の中では考えない」と発言を一変させました。

質問 3 規制委員長の発言は、何をどう評価して急に変更されたのでしょうか？

4 検討しないという事は、能登半島地震で見られた道路崩壊の状態でも避難は可能だと考えているのでしょうか？

5 地震後は家屋崩壊の危険があり、「屋内退避ができないような状況が発生したのは事実だ」と認めているながら、防災指針の見直しをしないで住民に屋内退避を強制する予定なのか？

## 地域の会 質問・意見書

日付： 2024年 2月 15日

氏名： 三井田 達毅

原子力規制委員会及び原子力規制庁 に対する ○質問 及び ○意見 (いずれか○)

(質問1) 東京電力は保安規定において原子炉設置者のトップとして原子力安全の責任を社長が  
負うと明文化しています。私が知る限り、企業代表者がここまで責任を明文化・明確化されている  
事は稀有であり、この事を企業の覚悟としての的確性判断の根拠の1つとした事については理解しま  
すし評価します。他方、規制と監視により原子力の安全・健全性維持に努めて頂きたい規制委員会  
及び規制庁は審査・検査の結果及び判断に対しての責任についてもっと明確に発信する予定はあり  
ませんか？

(質問2) 核物質防護の一連の経緯から、今後他施設よりも手厚く監視していくとの事ですが、  
具体的にはどういった点で手厚い監視活動を行うのでしょうか？

(意見) 様々な活動・取組に関して個人としては一定の評価と信頼をしておりますが、『～能力が  
ないとする理由はない』『～結果を変更する理由がない』といった表現では、安全なのか？適正と  
評価したのか？等々、非常に分かり辛い表現であるだけでなく、いたずらに不安を煽るかと思い  
ます。原子力安全を規制し、安全・健全を担保する機関として毅然とした対応をお願いします。

提出先：【地域の会事務局】(公財) 柏崎原子力広報センター

〒945-0017 柏崎市荒浜一丁目3番32号 TEL 0257-22-1896 FAX 0257-32-3228